

11月は児童虐待防止月間です

◆児童虐待とは

保護者や養育者が、育てているお子さん(18歳未満)に対して下記のような危害を加えたり、不適切な育て方をしたりすることをいいます。

●身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、拘束するなど	●性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
●ネグレクト 食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない など	●心理的虐待 言葉による暴力、無視する、子どもの前で家族に対して暴力(暴言)を振るう(ドメスティック・バイオレンス：DV) など

◆虐待や体罰は百害あって一利なし

虐待や体罰は、子どもの成長・発達に悪影響を与えるということが報告されています。子育てにお悩みの人は、こども支援課にご相談ください。

◆児童虐待(疑いを含む)を発見したら

虐待を受けている子どもやその保護者は、SOSやサインを発しています。地域の中で「虐待かも」と感じたら、迷わず以下の相談先に連絡をしましょう。通告者の名前など、秘密は守られます。

●子どもからのサイン <input type="checkbox"/> あざ・きずが絶えない <input type="checkbox"/> 極端に痩せていたり、衣服や体がいつも汚れている <input type="checkbox"/> 繰り返し泣き声が聞こえる など	●保護者からのサイン <input type="checkbox"/> 頻繁に怒鳴り声が聞こえる <input type="checkbox"/> いつもイライラした様子で子どもに暴力を振っている <input type="checkbox"/> 幼い子どもを家に残したまま外出している様子がある など
--	---

◆相談先

- こども支援課 ☎(42)8454
平日 午前8時30分～午後5時15分
- 越谷児童相談所 ☎048(975)4152
平日 午前8時30分～午後6時15分

<夜間休日の際>

児童相談所全国共通ダイヤル **いち はやく**
 ※24時間365日つながります。
 <命の危険性があるなど、緊急性が高い場合>
 幸手警察署 ☎(42)0110

市内循環バス「ハピノリクーポン券」の配布

期間限定で、市内循環バスの1日乗車券を購入した人にハピノリ応援ショップで利用できるハピノリクーポン券(200円分の商品券)を車内で配布します。

クーポン券取扱店舗(ハピノリ応援ショップ)などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

クーポン券配布期間 12月28日(水)まで

※1日乗車券購入の都度、1枚配布。

クーポン券利用期限 令和5年1月31日(火)まで



▲詳細はこちら



デマンド交通の回数券の払戻し

未使用分の日回数券をお持ちの人は、早めに市民協働課にて払戻し手続きをお願いします。

詳細は、市民協働課までお問い合わせください。

払戻し期限 12月28日(水)まで

持ち物 未使用の日回数券、印鑑(受領印)

※未使用の日回数券が1枚の場合は払い戻しできません。

問合せ 市民協働課 ☎(43)1111 内線 173

▼「なごやかやわしいね!」

そんな時にこそ相談を

高齢者の介護と子育てを同時にする「ダブルケア」や、家族の介護やケア、身の回りの世話をする18歳未満の子ども「ヤングケアラー」など、家庭の中にある介護の問題は必ずしも高齢者に関するだけでなく、一人

高齢化により、介護を必要とする人が増加する一方で、介護に関する課題は多様化しています。介護をより身近に考えてもらうため、厚生労働省が11月11日を「介護の日」に決めました。



問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・☎(43)5600

の専門職に相談をすれば全ての問題が解決するとはかぎりません。市では、住み慣れた地域でいつまでも自分にとっての普通の暮らしを続けていけるように、医療や介護、生活支援などの縦割りを廃して、暮らしを支えるための仕組み「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。北葛北部医師会による地域ケア拠点「菜のはな」では、専従の看護師やケアマネジャーなどが親身になって、相談に応じています。また、市民やそのご家族だけで問題を包括支援センターや医療機関、

福祉、介護サービスなどの関係機関と連携を取り、協力していく体制ができています。菜のはなや地域包括支援センターでは、高齢者への支援だけでなく、どの世代の家族も「まるごと」対象とし、市民に寄り添いながら一緒に考え解決へと結びつけていく支援を行っています。介護の負担が大きい家庭では、今直面している問題に対応するのが精一杯で、問題を整理することができず、どこに相談していいのかもわからず、「なんとかやれている」から相談をしない、と考えている人もいます。ヤングケアラーの問題も複雑です。介護や家事が原因で、自分の生活や時間を費やしており、自分がヤングケアラーだという認識すら持てずに問題が表面化しないこともありま

す。今の状況をお話しいただければ、必要な情報提供や、適切な機関へ繋ぐことが可能です。「もう家庭だけでは、どうしようもない」になる前に、まずはご相談ください。ヘルパーや施設職員など、いわゆる介護職はいつでも人手不足です。介護職は大変そう、過酷というイメージがあり、介護職になるう、という人が少ないこともありませんが、一度は介護の現場で働きたい人も続々出てくることも辞めていく人が多くいることも人手不足の要因の一つです。辞めてしまう理由の中には、利用者またはその家族、あるいは同じ職場の職員同士でのハラスメントや暴言暴力に悩まされている場合があります。また、利用者からの要求が過剰になり、制度上出来ないことも断り切れずに対応をしてみたい、制度と利用者との間で悩みを抱えている人も多くいます。市では、このような介護職の人たちが一人で苦しまないよう、介護福祉課窓口や地域包括支援センターなどで介護職の人たちからの相談も受け付けています。介護を提供する側だから我慢し受け入れずに、一度相談をしてみませんか。

▼介護はいつでも人手不足 介護する人も同じ人

- ◇北葛北部医師会 地域ケア拠点「菜のはな」(東埼玉総合病院内)
☎(40)1311(代表)
- ☎080(9685)3378
✉ nanohana@j-nai.or.jp
※受付時間は月曜～金曜 午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始除く)。
- ◇幸手東地域包括支援センター (フェリス幸手内)
☎(53)6151
☎(53)6160
対象区域 幸手市内東圏域(権現堂川、吉田、八代、さかえ、さくら小学校区)
- 業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
- ◇幸手西地域包括支援センター (旧香口小学校内)
☎(40)3443
☎(44)0870
対象区域 幸手市内西圏域(幸手、行幸、長倉、上高野小学校区)
- 業務時間 午前9時～午後5時45分(土曜、日曜、祝日を除く)